

# 記入例

(裁判離婚)

## 離婚届

令和●年●月●日 届出

東京都府中市 長 殿

受理 令和 年 月 日 発送 令和 年 月 日

消せるペンや鉛筆は使用しないでください。文字を誤って記入した場合は、修正液や修正テープは使用せず、二重線で訂正してください。

離婚届を提出する日付を記入してください。

離婚届と同時に転居届や世帯分離届を出す場合は、届出後の内容を書いてください。転出届を同時に出す場合は転出前の内容を書いてください。

離婚届だけでは住所や世帯主は変わりません。開庁時間中に「住民異動届」を提出してください。

戸籍謄本に記載されている父母(養父母)を現在の氏名で記入してください。

氏名	夫 心ちゆう 太郎 氏 名	妻 心ちゆう はなこ 氏 名
年月日	昭和 63 年 1 月 1 日 平成	昭和 元 年 12 月 31 日 平成
住所	東京都 府中市 宮西町 2丁目 24番地の1	東京都 府中市 西府町 1丁目 60番地の1
本籍	東京都 府中市 寿町 1丁目 5番地の1	
離婚の種類	<input type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input checked="" type="checkbox"/> 裁判 令和●年●月●日確定	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫はもとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は新しい戸籍をつくる 東京都府中市西府町1丁目60番地の1 筆頭者の氏名 窓口 花子	
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 府中 春男	妻が親権を行う子 府中 夏男 府中 秋子
同居の期間	平成●年●月 から 令和●年●月 まで (同居を始めたとき)	
別居する前の住所	<input type="checkbox"/> 夫の住所と同じ (左記以外の場合) <input checked="" type="checkbox"/> 妻	
別居する前の世帯のおもな仕事	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従事者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしていない世帯	
夫妻の職業	夫の職業 専門・技術職	妻の職業 事務職
届出人署名	夫	妻 府中 花子

裁判の申立人(提起者)の署名(相手方の署名は不要です。)

記入不要

日中連絡のつきやすい番号を記入してください。

連絡先 夫 ( ) - 妻 (●●●●)●●●●-●●●●

### 記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。(消えるボールペンは使用しないでください。)筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書 和解離婚のとき→和解調書の謄本 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	署名 (※押印は任意)	印
裁判での離婚の場合、証人は不要です。		

#### ①届出人が婚姻前の氏にもどる者の場合

<旧姓にもどりたい場合>

- もとの戸籍にもどる: 婚姻直前の本籍・筆頭者の氏名
- 新しい戸籍をつくる: 新しい本籍・旧姓にもどる方本人の氏名

※もどる戸籍がすでに除籍されている場合は、新しい戸籍をつくることになります。

<婚姻中の氏を継続したい場合>

この欄は空欄です。「離婚の際に称していた氏を称する届」(戸籍法77条の2の届)を同時に出してください。別に提出する場合には、一度婚姻前の氏に戻ります。

#### ②届出人が婚姻前の氏にもどる者でない場合

原則旧姓にもどり、婚姻直前の戸籍にもどります。

もどる戸籍がすでに除籍されている場合は、もとの戸籍と同地番に新本籍を編成します。

<旧姓で新しい戸籍をつくりたい場合>

その他の欄に旧姓にもどる夫(妻)が新戸籍をつくる旨を記載します。

例 新戸籍編製の申出をします 新戸籍 ○○県○○市○○町○丁目○番地 府中 花子(署名)

<婚姻中の氏を継続したい場合>

離婚届の届出人が「離婚の際に称していた氏を称する届」(戸籍法77条の2の届)を預かり、離婚届と同時に提出を行うか、一度旧姓に戻り3か月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」(戸籍法77条の2の届)を提出してください。

未成年の子がいる場合は、次の口のあてはまるものにしるしをつけてください。

- 面会交流について取決めをしている。
- まだ決めていない。

面会交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流をすること。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の口にあてはまるものにしるしをつけてください。

- 養育費の分担について取決めをしている。
- まだ決めていない。

養育費: 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

未成年の子、経済的に自立していない子がいる場合は記入してください。

詳しくは、各市町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。

- 必要書類
- 裁判所発行の書類
  - 調停離婚のとき→調停調書の謄本
  - 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
  - 和解離婚のとき→和解調書の謄本
  - 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
  - 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

法務省作成のパンフレット

めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相弁護士費用の立替えをご利用いただける場合もありま

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374

【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

離婚届の書きかた・出しかた(府中市) 提出する前にご確認ください

◎署名は必ず本人が自署してください。